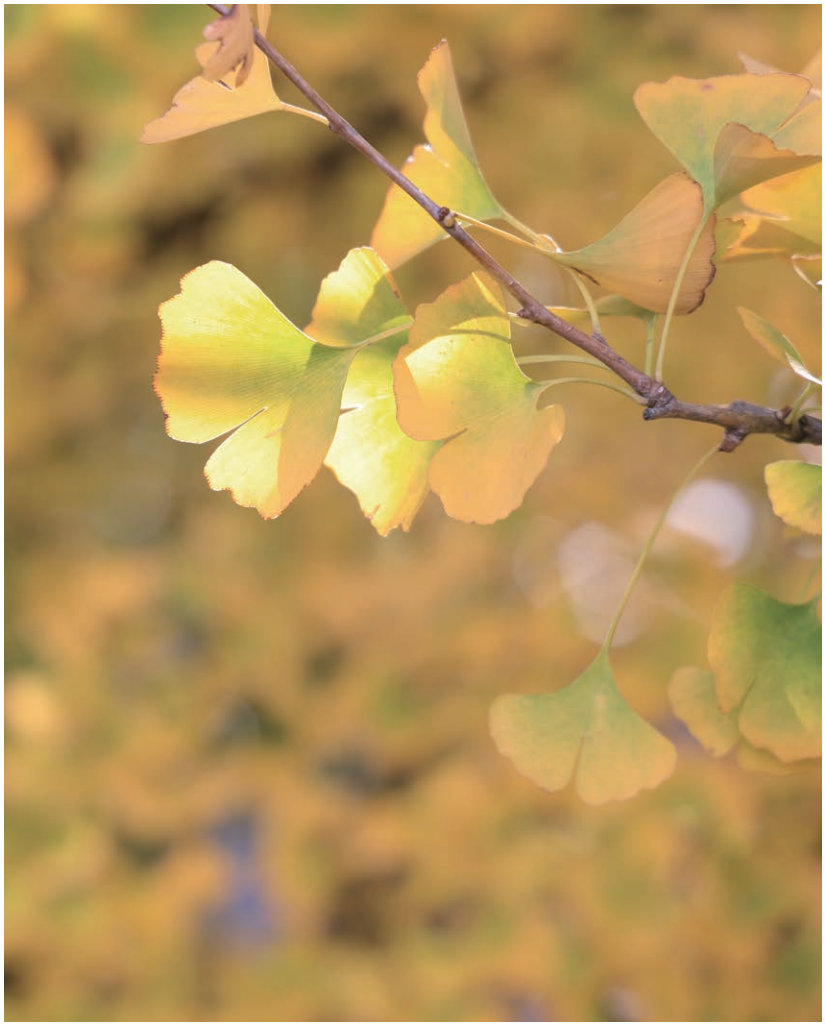


イチョウ

税理士法人 越智会計事務所
越智会計ニュース

編集発行人
代表社員・税理士
越智通秀

松山本社　〒790-0003
松山市三番町4－8－5
（第7越智会計ビル）
TEL 089（946）2000㈹
今治支店　〒794-0043
今治市南宝来町1－4－13
（第8越智会計ビル）
TEL 0898（32）2243㈹
東京支店　〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03（3470）0493㈹

◆ 11月の税務と労務

国　税／10月分源泉所得税の納付　11月10日
国　税／所得税予定納税額の減額承認申請　11月16日
国　税／所得税予定納税額第2期分の納付　11月30日
国　税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　11月30日
国　税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月30日
国　税／3月決算法人の中間申告　11月30日
国　税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月30日
地方税／個人事業税第2期分の納付　都道府県の条例で定める日

11月 （霜月） NOVEMBER

3日・文化の日　23日・勤労感謝の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	・	・	・	・	・

※税を考える週間　11月11日～11月17日

ワンポイント

商業登記電子証明書に「リモート署名方式」導入　商業登記電子証明書は、会社の代表者であることを証明するための電子証明書です。今年7月、新しい利用方法として「リモート署名方式」が始まりました。これまでの形式よりセキュリティが向上するとともに、スマートフォンのGビズIDアプリを用いてオンラインで電子署名を付与できます。

～暦年課税と相続時精算課税～

父母から子・孫への資産移転を最適化する課税の仕組み

今年も残すところあと２か月となりました。年末は、年間の贈与税の非課税枠を意識した「生前贈与」を具体的に検証すべき重要な時期にあたりますが、令和６年から贈与税の構造が大きく見直されて以降、暦年課税と相続時精算課税制度のどちらを利用すべきか、その判断は複雑になっています。

年末に向けて実践できる「資産移転の組み合わせ」について解説します。

1　把握しておくべき「２つの課税制度」の仕組み

まずは、「暦年課税」と「相続時精算課税制度」（以下「精算課税」）について、その仕組みをおさらいします。

⑴　暦年課税（一般的な制度）

暦年課税は、受贈者１人あたり毎年１１０万円まで基礎控除が認められる制度です。ただし、「相続開始前７年以内（※）」に相続・遺贈で財産をもらう人（子など）へ贈与した財産は、相続時に相続財産へ加算（持ち戻し）され、相続税の課税対象になるというルールがあります。

※　令和５年までに行った贈与の持ち戻し期間は３年。

⑵　精算課税（令和６年から利便性が向上した制度）

令和６年以降、精算課税にも毎年１１０万円の基礎控除が新設されました。最大のメリットは、この精算課税の１１０万円枠の贈与については、将来いつ相続が発生しても相続財産に加算する必要がない（持ち戻し不要）という点にあります（※）。

※　本制度は、原則として贈与を受けた年の１月１日時点で「18歳以上」である子や孫（贈与者は60歳以上の父母や祖父母）が選択できる仕組みとなっています。なお、この制度の選択後に年間１１０万円を超える贈与を行った場合、その超過部分は、将来の相続時に「すべて相続財産に加算され、相続税の課税対象」となります。あくまで「１１０万円の枠内」の贈与が相続税の課税対象から分離される仕組みです。

押さえておきたい重要なルール

贈与税の基礎控除を適用するにあたり、誤解されやすく、非常に重要なルールがあります。それは、暦年課税と精算課税の各課税制度ごとに、それぞれ受贈者（もらう人）１人につき年間１１０万円の基礎控除が認められているという点です。したがって、同じ受贈者が同じ年に、ある贈与者からは暦年課税で１１０万円、別の贈与者からは精算課税で１１０万円という形で贈与を受けた場合、各制度１１０万円（合計２２０万円）の基礎控除枠を同年に適用することができます。ただし、同じ制度で複数の人から贈与を受ける場合、合算して年間１１０万円が上限となります。

また、精算課税を適用するにあたり絶対に忘れてはならないのが、「一度選択すると、その贈与者と受贈者のペアの間の贈与については、二度と暦年課税制度には戻せない」という届出書の撤回不能ルールです。

2　【具体例】父母から子・孫への「資産移転最適化プラン」

では、資産家である「父」と「母」が、次世代へ最も効率よく資産を移転するための、オーソドックスな組み合わせのモデルケースを見てみましょう。

◆前提条件：

・父（80歳・財産３億円）
・母（70歳・財産１億円）
・子Ａ（40歳・相続人）
・孫（20歳・Ａの子）

◆資産移転の方法：

・父から「子」へ
１１０万円（精算課税）贈与

・母から「子」へ
１１０万円（暦年課税）贈与
・父から「孫」へ
５００万円（暦年課税）贈与
・母から「孫」へ
１１０万円（精算課税）贈与

◆税務上の取扱い：

この贈与を実行した場合、税務上は次の取扱いとなります。

◎ 子Ａ（法定相続人）への贈与

父母から年間２２０万円をもらいますが、これらは各課税制度ごとに別の基礎控除に収まるため、当年の贈与税は０円です。相続時には、母の相続開始が贈与から７年経過後であれば、父母どちらの分も相続財産へ加算されません。

◎ 孫（非相続人）への贈与

母からの１１０万円は精算課税の基礎控除として暦年課税とは分離されるため、当年の贈与税は０円で、将来の加算もありません。父からの５００万円が暦年課税の対象となり、基礎控除１１０万円を差し引いた額に対して贈与税（48・5万円）が計算されます。一定の場合を除き将来の加算はありません。

この組み合わせが効果的であるとされる２つの仕組み

(1) 高齢の父母から相続人である「子」への贈与は、加算可能性を極力削減する

将来確実に相続税の対象となる「子」への贈与は、高齢である父親からは「精算課税の１１０万円枠」を選択し、健康な母親からは「暦年課税の１１０万円枠」を維持します。これらにより子は父母から年間計２２０万円の資産を、贈与税無税かつ将来の相続税加算の可能性を極力減らして取得できる仕組みが構築されます。

なお、父の相続開始後は、子の精算課税の基礎控除枠が空くため、母からの贈与を精算課税に切り替える選択も有効です。

(2) 「孫への暦年贈与」は通常、生前贈与加算の対象外という性質を活かす

孫は多くの場合に相続財産を取得しないため、暦年課税における「生前贈与加算ルール」が通常、適用されません。そのため資産額の大きい父親からは、あえて１１０万円の枠を超えて贈与します。贈与年に贈与税負担は生じますが、将来の相続税の限界税率が20％や30％と予測される資産家のご家庭であれば、あえて低い税率の範囲内の贈与で財産を移転させておく方が、次世代に残せるトータルの資産は大きくなるという考え方です。

3 実務上の注意点

いずれの課税制度も、税法に則った正当な手続きですが、実務上の要件を欠くと想定外の不利益を被る恐れがあります。実行にあたっては、次のことに留意が必要です。

(1) 「選択届出書」の提出を失念しないこと

精算課税の基礎控除１１０万円枠を適用するためには、贈与を受けた年の翌年の３月15日までに、受贈者である子や孫が、税務署へ「相続時精算課税選択届出書」を提出し、本制度を選択する必要があります（初年度のみ）。これを失念すると自動的に暦年課税として扱われてしまいます。

(2) 「名義預金」と判断されないための実態作り

「通帳や印鑑を親が管理していたり、子や孫が贈与の事実を認識していない」等の状態（名義預金）であると、将来の相続税の税務調査において贈与そのものが否認され、すべての仕組みが無効化する恐れがあります。正しい贈与の仕方を詳しく確認の上で実行してください。

4 ご家族の状況に応じた「資産移転の最適化」を

今回ご紹介した事例は代表的なモデルケースの一つであり、実際の最適解は、家族の構成や資産の内訳、そして将来の「二次相続」までを見据えたバランスによって大きく異なります。

また、今回は現金贈与を想定したケースを紹介しましたが、非上場株式を保有している場合、その株式の贈与方法については、今後の税制改正による将来の株式評価額の上昇も考慮した検討が必要です。最新の税制を踏まえた最適な贈与プランは、年をまたぐ前に検討することをお勧めいたします。

自動車カレンダー

2027年度から日本自動車工業会（自工会）に加盟する自動車メーカーが、月曜祝日の一部を休日にする一方、ゴールデンウィーク中の平日を工場稼働日に変更する働き方改革に取り組みます。

これまで、土日以外の祝日は原則工場を稼働させ、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始に長期休暇を集める独自の「自動車カレンダー」に基づいて操業してきました。設備保全、工程更新、在庫調整などを長期休暇に行い、稼働日をまとめることで生産効率が向上するメリットがあります。

しかし、共働きの家庭が増え、「家族と過ごせない」「子どもがいる家庭では親が祝日に出勤し支援が必要」「勤務調整や有給取得が祝日のたびに必要で負担が多い」など現場の声が強まりました。50年以上続いてきた業界の慣習ですが、給与だけではない「休み方」についても、人材確保を左右する時代になってきたといえます。

2027年も成人の日、海の日、敬老の日など月曜祝日が複数あり、そこを休日化すれば世間一般の３連休と合わせやすくなります。祝日を休みにするだけなら年間稼働日は減りますが、祝日を休日化しながら年間休日の純増を目指すなら、工場は同じ生産量をより短い稼働時間でこなす必要があります。労務管理だけでなく、工程設計、設備稼働率など、総合的な生産性の改善が不可欠となります。自動車関連産業の就業人口は550万人を超えるとされ、完成車工場だけではなく部品、物流、販売、整備まで裾野の広い産業だからこそ、休日をそろえるか、どの工程だけ動かすか、擦り合わせを業界全体で進めていく必要があります。

人材確保の観点からも、世間のカレンダーとのずれを解消することが、子育て世帯や共働き世帯にとってわかりやすい第一歩の改善です。更に休日を純増するにはAI導入や生産活動の効率化を通じた生産性改善と供給網の同期が欠かせません。

音ハラ

隣の席のため息、独り言、パソコンの強いタイピングなど、職場での音を巡るストレス「音ハラスメント（音ハラ）」に悩む人は少なくありません。

音ハラとは「配慮なく過剰な音で周囲を不快にさせる行為」をいいます。「繰り返されているか」「長時間、長期間にわたっているか」「大勢の人が仕事への影響を感じているか」「業務に必要な音か」が判断目安として挙げられます。

音の受け止め方は個人差もあり、自覚がない加害者も多いため、深刻でなければ社内セミナーで取り上げ、具体例を出しながら注意喚起するのが人間関係を悪化させない改善策です。

音ハラ対策としては、イヤホンや自由席（フリーアドレス制）などが効果があります。職場全体で負担を減らす発想を持つことが、生産性の低下を防ぎます。

転倒を防止する

厚生労働省が発表した2024年の労働災害の年齢別データでは、転倒による骨折などの発生率の高さは50代から目立ち始め、60歳以降は著しく上昇します。特に60歳以上の女性は、20代と比べ19倍になります。加齢とともに転びやすくなる要因には、バランス能力や筋力、認知、視覚、聴覚といった体の機能の低下に加え、持病や薬、環境の影響などさまざまなものがあります。転倒しやすいのは前かがみの姿勢です。爪先が上がらず、ちょっとした段差でつまずきやすくなります。耳、肩、腰、膝、外くるぶしが一直線になるように姿勢を正し、かかとから着地するよう歩くと転びにくくなります。

転倒予防には、つまずいても体を支える力を日頃からつけておくことが大切です。椅子に座って裸足になり、足の指だけでタオルをつかんで引き寄せる運動は、地面をしっかりとらえる力を鍛えることができ効果的です。